

資本金及び準備金

服 部 育 生

- I 序論
- II 資本金等増加限度額
- III 株主資本の計数変動
- IV 結語

I 序論

1 企業に投下される総資本は、資金の調達源泉の側面から見ると、④第三者から調達した他人資本（負債）、及び⑤（ア）出資者の拠出額と（イ）果実のうち企業内に留保された稼得利益から成る自己資本に分類される。資産＝負債＋資本という等式における「資本」は、自己資本を示している。資本は報告主体の所有者に帰属するもの、負債は返済義務のあるものとして貸借対照表上で区分されてきた⁽¹⁾。

会社計算規則及び企業会計基準第5号（純資産の部会計基準）では、資本とは必ずしも同じとはならない資産と負債との単なる差額を適切に示すように、従来の「資本の部」が「純資産の部」という表記に代えられた。他方、法人税法上は、資本金等（資本金プラス資本金以外の部分）及び利益積立金以外、差額概念としての純資産概念はない（法税2条16号・18号）⁽²⁾。

2 自己株式の取得や剰余金の配当により株主に交付する金銭等の帳

簿価額の総額は、当該行為の効力発生日における分配可能額を超えることができない（会社461条1項）。負債の額に加えて資本金及び準備金の額に相当する財産が実際に会社に維持されるべきことが、要請されている。

資本維持原則の中心的規範として、ドイツ株式法57条は出資返還の禁止を定めている。すなわち株主としての地位のゆえに会社から株主へもたらされる給付であって、貸借対照表利益の分配その他法的に認められているといえないものは、禁止される。そのような給付に向けられた債務負担行為も、禁止される。会社から株主への給付と株主地位との特別な関係が交換取引等により隠されている場合、これを隠れた出資返還（財産移転）と呼ぶ。所与の状況下で、商人の原則に従い良心的に行為する業務執行者が、非株主との間でも同一の条件で当該取引したといえるか（at arm's length）否かをもって、株主としての地位のゆえの優遇を判断する基準とされる。⁽³⁾ 給付と反対給付との客観的不均衡が問われるが、その評価に際しては取締役の企業家としての裁量も承認されている。⁽⁴⁾

株式法の財産拘束は対象的に出資に限られるわけではなく、給付が計算上会社財産の減少へ導くか否かのみが決め手になる。有限会社法の財産拘束とは異なり（§30 I, §33 II GmbHG）、当該給付により会社の純資産が資本金及び準備金の額を下回るか否かは重要でない。会社から株主に隠れた出資の返還が行われた場合、債務負担行為及び処分行為とも無効にはならない。会社は、不当利得返還請求権（§812ff BGB）や所有権返還請求権（§985 BGB）でなく、株式法62条に基づき、株主に対して、株主が違法に受領した給付の返還を請求したり、給付の価額（場合によっては、反対給付の価額を控除する）の賠償を請求したりすることができる。⁽⁵⁾

3 会社法における資本維持の原則（分配可能額規制）は、ドイツ株式法57条の財産拘束より範囲の狭いものとどまる。本稿は、資本金及び準備金の額の算定方法、並びに株主資本の計数変動にかかわる諸問題について考察しようとするものである。

- (1) 秋葉賢一「役員賞与、貸借対照表の純資産の部の表示」商事法務1759号22頁。
- (2) 平成18年改正前の資本積立金（旧法税2条16号）に相当する。
- (3) Grigoleit / Rachlitz, in: Grigoleit (Hg.) Aktiengesetz Kommentar, 2013, §57 Anm. 11.
- (4) OLG Köln, ZIP 2009, 1276; BGH NJW 1987, 1194; BGH NJW 1996, 589.
- (5) Grigoleit / Rachlitz, §62 Anm. 3.

II 資本金等増加限度額

1 発起人 A 又は設立時募集株式の引受人 D が出資の履行を仮装した場合、同人は、会社に対し、仮装した出資に係る金銭全額の支払義務を負う（会社52条の2第1項1号、102条の2第1項）。発起人 A が現物出資を仮装した場合、A は、会社に対し、仮装した出資に係る財産全部の給付義務を負う。会社は、財産給付に代えて、財産の価額に相当する金銭の支払を A に対して請求することもできる（会社52条の2第1項2号）。

A・D の仮装に関与した発起人 B 又は設立時取締役 C は、自己の職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明しない限り、A・D と連帯して同じ支払義務を負う（会社52条の2第2項・3項、103条2項）。仮装払込金額が資本金を形成することはありえない。仮装した出資に係る金銭支払義務の履行額については、その他資本剰余金ではなく、資本金・準備金に計上されるべきであろう。その旨を明文化することが望ましい。⁽⁶⁾

2 新株予約権が行使された場合、新株予約権の簿価すなわち発行時の払込金額（会社238条1項3号、会社計算55条1項）及び権利行使価額（会社236条1項2号・3号）が資本金等増加限度額になる。払込金額は、権利行使の有無が確定するまでの間、純資産の部の新株予約権の項目に計上される⁽⁷⁾（純資産の部会計基準第22項（1））。

新株予約権発行時に払込み又は財産給付が仮装されたり、権利行使時に払込み又は財産給付が仮装されたりするケースでは、仮装した新株予約権

者に、仮装した払込金額の支払義務又は仮装した財産の給付義務（若しくは財産価額に相当する金銭の支払義務）が負わされる（会社286条の2第1項1号・2号・3号）。

3 会社が自己株式を2300万円で取得すると、貸借対照表の借方の資産から現金が2300万円減少し、その代わりに自己株式2300万円が記載される。貸方の純資産の部には、自己株式△2300万円と記載される。この自己株式を3200万円で売却すると、純資産の部における自己株式△2300万円は、自己株式零円に変化する（会社計算24条2項）。自己株式処分差益900万円は、その他資本剰余金に計上される（会社計算14条2項1号）。

2300万円で取得した自己株式を1800万円で売却すると、自己株式処分差損の500万円は、その他資本剰余金から減少させる。純資産の部における自己株式の計上額が零円となることは、上記と同様である。自己株式処分差損500万円が生じるが、株主資本額は1800万円増加する。マイナス2300万円（その他資本剰余金零円＋自己株式△2300万円）がマイナス500万円（その他資本剰余金マイナス500万円＋自己株式△零円）となることによる。その他資本剰余金の残高を超える自己株式処分差損が発生した場合、その他資本剰余金が暫定的に負の値になることは認められるが、事業年度末までマイナスが残る場合には、その他利益剰余金で補填する。

4 新株発行と自己株式処分とが併存するケースを、自己株式処分差益が生じる場合と自己株式処分差損が生じる場合とに分けて、数値例を挙げて、資本金等増加限度額（会社445条1項、会社計算13条1項）及びその他資本剰余金の増減を検討する。なおいずれのケースにおいても、資本金等増加限度額の50%を資本金とし、50%を資本準備金とするものとし、株式交付費用の控除（会社計算14条1項3号）は考慮しない。

(1) 募集株式の数 600株（新株式300株及び自己株式300株）、(2) 払込金額 1株につき2万円（合計1200万円）、(3) 自己株式の帳簿価額 1株につき1万2000円（合計360万円）。

このケースでは会社計算規則14条1項の資本金等増加限度額は、払込金

額1200万円×新株発行割合50%＝600万円である。同項4号によれば、自己株式処分差益が発生しても資本金等増加限度額は増加せず、自己株式処分差損が発生すれば資本金等増加限度額は抑制される⁽⁸⁾。資本金及び資本準備金にそれぞれ300万円ずつが計上される。自己株式処分に対応する払込金額600万円から自己株式帳簿価額360万円を控除して得られた自己株式処分差益240万円は、その他資本剰余金の増加として処理される（会社計算14条2項1号）。

5 新株発行と自己株式処分とが併存し、自己株式処分差損が生じる場合を検討する。

(1) 募集株式の数 500株（新株式200株及び自己株式300株）、(2) 払込金額 1株につき3万円（合計1500万円）、(3) 自己株式の帳簿価額 1株につき3万5000円（合計1050万円）。

このケースでは、新株発行に対応する払込金額は600万円、自己株式処分に対応する払込金額は900万円である。自己株式処分差損150万円（900万円－1050万円）は、新株に対応する株主資本の増加部分から控除される（会社計算14条1項4号）。このことにより、一方で資本金等を計上しつつ、他方でその他資本剰余金を減少させるという事態が回避される⁽⁹⁾。結局、資本金等増加限度額は450万円（600万円－150万円）と算出され、資本金及び資本準備金にそれぞれ225万円ずつが計上される。

本設例で自己株式の帳簿価額を1株につき6万円（合計1800万円）と置き換えると、次のようになる。自己株式処分差損900万円（900万円－1800万円）が新株発行に対応する払込金額600万円を超過しているので、資本金等増加限度額は零である（会社計算14条1項本文括弧書）。超過額300万円（600万円－900万円）は、その他資本剰余金を減少させる（会社計算14条2項1号）。

結論は次のように要約される。①自己株式処分差損 α が新株発行に対応する払込金額 β を下回る場合、資本金等増加限度額は β から α を控除した額となる。② α が β を上回る場合、 β までは資本金等増加額の減少として

処理し（同限度額零）、 β を超過する処分差損（ $\beta - \alpha$ ）はその他資本剰余金の減少とする。

6 取得条項付株式、取得請求権付株式又は全部取得条項付種類株式（A 株式）を会社が取得し、その対価として他の種類の新株（B 株式）を発行して株主に交付する場合、株主から新たな払込はない以上、資本金等増加限度額は零となる（会社計算15条1項）。自己株式 A の取得原価は零であると言うに等しい。

自己株式 A を会社が取得し、その対価として他の種類の自己株式 B を処分して株主に交付する場合、自己株式 A の対価の額は処分自己株式 B の帳簿価額とされる（会社計算15条2項）。自己株式 A の取得原価は処分自己株式 B の帳簿価額であると言うに等しい。

7 新株予約権の行使があった場合には、①新株予約権の帳簿価額、及び②権利行使時に払込み又は給付がなされた価額の合計額が資本金等増加限度額の基礎となる（会社計算17条1項）。原則として、新株予約権発行時の払込金額が①の帳簿価額となる。

新株予約権の行使に際し4800万円が払い込まれた。新株予約権の行使時の帳簿価額は1200万円である。会社は、新株予約権者に株式200株（新株式150株、自己株式50株）を交付した。交付自己株式の帳簿価額は800万円である。新株発行に対応する払込金額は4500万円、自己株式処分に対応する払込金額は1500万円⁽¹¹⁾になる。自己株式処分差益700万円（1500万円－800万円）は、その他資本剰余金となる。資本金等増加限度額は、新株発行に対応する払込金額4500万円である（会社計算17条1項）。

上記設例で、交付自己株式の帳簿価額を2000万円と置き換えると、ここでは自己株式処分差損500万円（1500万円－2000万円）が生じる。資本金等増加限度額は、新株発行に対応する払込金額から自己株式処分差損（会社計算17条1項5号）を控除した金額4000万円（4500万円－500万円）となる。

上記設例で、交付自己株式の帳簿価額を6700万円と置き換えると、こ

ここでは自己株式処分差損5200万円（1500万円－6700万円）が、新株発行に対応する払込金額4500万円を超過する。したがって資本金等増加限度額は零であり、超過額700万円（5200万円－4500万円）はその他資本剰余金を減少させることになる⁽¹²⁾（会社計算17条1項本文・2項1号）。

8 会社が取得条項付新株予約権（価額6000万円）を取得し、対価として自社の株式300株（新株式180株、自己株式120株）及び金銭1500万円を交付した。新株式が発行されない限り、資本金及び準備金の額は増加しない。資本金等増加額を計算する上では、取得条項付新株予約権の取得をもって、取得時点での当該新株予約権の価額（原則として時価）相当額の財産給付があったものと同様に取り扱われる⁽¹³⁾（会社計算18条1項1号）。取得条項付新株予約権の取得に際して株式に併せて株式以外の財産も交付された場合には、当該財産の帳簿価額は資本金等増加限度額の計算に際し控除される（会社計算18条1項3号）。

交付自己株式の帳簿価額が1300万円であるとする。ここでも株式交付費用は考慮しない。新株発行に対応する払込金額は2700万円⁽¹⁴⁾、自己株式処分に対応する払込金額は1800万円になる⁽¹⁵⁾。自己株式処分差益500万円（1800万円－1300万円）は、その他資本剰余金となる。資本金等増加限度額は、新株発行に対応する払込金額である（会社計算18条1項）。

もし交付自己株式の帳簿価額を2100万円と置き換えると、ここでは自己株式処分差損300万円（1800万円－2100万円）が生じる。資本金等増加限度額は、新株発行に対応する払込金額から自己株式処分差損（会社計算18条1項4号）を控除した金額2400万円（2700万円－300万円）となる。

次にもし交付自己株式の帳簿価額を5100万円と置き換えると、ここでは自己株式処分差損3300万円（1800万円－5100万円）が、新株発行に対応する払込金額2700万円を超過する（マイナス600万円）。会社計算規則18条1項括弧書で「零未満である場合にあっては、零」とされているのは、取得条項付新株予約権の取得による新株発行によって、資本金・資本準備の額が減少することがないからである。超過額600万円はその他資本剰余金を

減少させることになる（会社計算18条2項1号）。本号では、（イ）自己株式処分⁽¹⁶⁾に対応する払込金額1800万円＋（ロ）新株発行に対応する払込金額2700万円－（ハ）交付自己株式の帳簿価額5100万円＝マイナス600万円が、⁽¹⁷⁾その他資本剰余金の変動額となることが示されている。

- (6) 本稿執筆時点では、この点につき会社計算規則がどのような規定を設けるか未定である。
- (7) 新株予約権の不行使が確定し失効すると、その事業年度の利益に計上される。
- (8) 松井智予「資本金額の定め方」法学教室409号22頁。
- (9) 小松岳志／和久友子『ガイドブック 会社の計算』（2011）213頁。
- (10) $(1200万円 + 4800万円) \times 0.75$ （新株発行割合）
- (11) $(1200万円 + 4800万円) \times 0.25$ （自己株式処分割合）
- (12) 高田正昭／鶴田泰三『図表でわかる会社法と会計・税務の接点』（2011）222頁。
- (13) 岩崎友彦「資本金の額の増加と減少」『会社法大系 第3巻』所収（2008）385頁。
- (14) $(6000万円 - 1500万円) \times 0.6$ （新株発行割合）
- (15) $(6000万円 - 1500万円) \times 0.4$ （自己株式処分割合）
- (16) 自己株式処分差損3300万円と新株発行に対応する払込金額2700万円のうち少ない額。
- (17) （イ）－（ハ）は自己株式処分差損であり、それが（ロ）を超過する額がその他資本剰余金の減少となる。

Ⅲ 株主資本の計数変動

〔1〕 資本金の額の減少

1 資本金の額を減少させても、広義の資本剰余金（資本準備金・その他資本剰余金）に振替えられるにとどまる。これは株主資本の内部の振替えにすぎず、その合計額に変化は見られない。その他資本剰余金零円、その他利益剰余金⁽¹⁸⁾△5700万円、自己株式△800万円の会社の欠損額（マイナ

スの分配可能額）は、簡略に計算すると6500万円である。もし9700万円の資本金が計上されていれば、資本金の額を7700万円減少し、これをその他資本剰余金に振替えることにより、分配可能額をプラス1200万円にすることができる。分配可能額が正の値ではあるが少ない会社においても、同様の方法で分配可能額を増加させることができる。

減資による株式の有償消却は、①計数の変動としての資本金の額の減少、②自己株式の取得、及び③取得した自己株式の消却を段階的に行うことになる。自己株式の消却が行われた場合には、消却対象となった自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金から減額する（会社計算24条3項）。

2 資本金の額の減少が単純な計数の変動であるとするれば、株主総会の普通決議事項としてもよさそうであるが、立法担当官によると、資本金の額の減少については、株主にとって、将来的な会社規模の縮小の承認という意味を有するので、特別決議を原則とすることが維持された（会社309条2項9号柱書）⁽¹⁹⁾と説かれる。⁽²⁰⁾

定時株主総会において、定時株主総会の日（計算書類を取締役会で確定する場合は、会社法436条3項による取締役会の承認があった日）における欠損の額すなわちマイナスの分配可能額（会社則68条2号）を超えない範囲において資本金の額を減少する場合には、普通決議で足りる（会社309条2項9号イ・ロ）。欠損を填補するだけならば、資本金の額を減少させた後にも分配可能額が現出せず、株主への払戻しによる会社の一部清算という事態は生じないことによる。

ドイツ株式法では欠損填補目的のための資本減少は簡易な方式で行われることができるが、簡易資本減少といえども、通常の資本減少と同様、株主総会で当該議決に際し代表される資本の4分の3以上の特別多数を必要とする（§229 I II, §222 I AktG）。資本金の額は日本の会社法と異なり定款の絶対的記載事項であり、資本減少は定款変更を意味することによる。⁽²¹⁾

3 資本金の額の減少と同時に新株発行が行われることにより、減資の効力発生日の資本金の額がその前日の資本金の額を下回らない場合、す

なわち新株発行により増加する資本金の額の範囲内で資本金の額の減少を行う場合には、株主総会の決議ではなく、取締役会の決議（非取締役会設置会社では取締役の決定）により、資本金の額を減少させることができる（会社447条3項）。

4 A会社（資本金5000万円、資本準備金2000万円）において、新株発行（募集株式の払込金額3600万円）と併せて減資（減少する資本金の額2000万円）が行われる。払込金額3600万円のうち、2600万円を資本金に組入れ、1000万円を資本準備金に組入れる。この結果、A会社の資本金は5600万円（5000万円－2000万円＋2600万円）となり、資本準備金は3000万円（2000万円＋1000万円）となる。増減資が一体となって行われることにより、減少額（2000万円）以上の資本金の額の増加（2600万円）があるから、減資に株主総会決議は不要となり、取締役会決議で足りる。本来ならば株式の発行による払込金額3600万円の50%以上を資本金に計上すべきところ（会社445条1項・2項）、取締役会限りで増減資を一体として行うことにより、資本金は600万円増加させるだけで足りることになる。すなわち払込金3600万円のうち2000万円について、配当拘束がかからない「その他資本剰余金」にすることを取締役会限りで可能ならしめるに等しい。

これは新株発行による払込金額の50%以上を資本金に計上するルールを緩和するものであり、⁽²²⁾経営者支配をますます助長することにもなり（債権者との関係ではなく、経営者と株主との関係が問題になる）、立法論として疑問であると批判が寄せられる⁽²³⁾こともある。しかし、このようなファイナンスによる株主資本の入れ替えが既存の株主に実質的不利益を及ぼすわけではないから、株主総会決議を不要とすることに格別の問題はない。

5 減少する資本金の額は、減資の効力発生日における資本金の額を超えてはならない（会社447条2項）。減少後の資本金の額がマイナスとなることは認められないが、⁽²⁴⁾減資により資本金の額を零円とすることは差し支えない。資本金の額が零円になっても、過去における出資の事実がなくなるわけではない。分配可能額の計算の関係上、過去の出資額に相当する

額は、その全額を（準備金ではなく、その他資本剰余金とすると定めた場合には）分配可能額に振替えたという意味を有する。

6 ドイツでは株式会社の最低資本金の額は5万ユーロとされている（§7 AktG）。資本減少及び資本増加が同時に決議されるならば、資本金が一時的に5万ユーロを下回って減少されることも認められる。減資と同時に決議される増資は金銭出資によるものに限られ（現物出資は不可）、当該増資により資本金の額が5万ユーロ（必ずしも減資前の旧資本金たとえば8万ユーロでなくてよい）に再び達するか、それを上回ることが必要とされる（§228 I AktG）。同一の株主総会で減資及び増資が決議されているならば、それらが独立した2個の決議であっても、同時性の要件は充足される。⁽²⁵⁾

現物出資の禁止は、最低資本金に到達するまでの範囲においてのみ妥当する。⁽²⁶⁾ 旧資本金8万ユーロの会社が資本金を2万ユーロに減少する決議を行った場合、それを5万ユーロまで増加する範囲では金銭出資によることを要するが、5万ユーロを超す範囲では現物出資によることも可能である。資本金をいったん零に減少することも認められる。⁽²⁷⁾ もとより、同時に決議される増資（金銭出資）により再び5万ユーロに到達することが確保されている場合に限られる（BGHZ 119, 305）。

株式法228条1項違反は株主総会の資本減少決議を無効ならしめるが（§241 Nr3 AktG）、無効にもかかわらず当該決議が登記されて、その後3年を経過すると、無効は242条2項により治癒される。⁽²⁸⁾ 減資決議の無効が増資決議の効力にも影響を及ぼすか否かについては、議論がわかれている。⁽²⁹⁾

7 減少させた資本金の振替先は、資本準備金及びその他資本剰余金に限られる。資本金の額を2500万円減少する決議において、減少額のうち1600万円を資本準備金とする旨が定められているならば（会社447条1項2号）、その他資本剰余金の増加額は900万円となる（会社計算27条1項1号）。

減資決議事項として、資本金の額の効力発生日が定められる（効力発生日は、債権者の異議申述期間の末日の翌日以降に設定する必要がある）ことを要するが（会社447条1項3号）、決議で定められた日に債権者異議手続が終了していなければ、その効力は発生しない（同449条6項但書）。

8 債務超過の状態にある会社が新スポンサーによる出資を受け入れる（第三者割当てによる募集株式発行）前提として、既存株主の持株を零にすること（株主の総入れ替え）が行われるケースがあり、従来、これは100パーセント減資と呼ばれてきた。減資により、資本金の額を一旦零とし（既存株式も消却し）て、次に募集株式発行の効力発生により、資本金の額を増加させる。

既存株主の地位を予め消去する手段として、現在では全部取得条項付種類株式が利用される。2以上の種類の株式を発行する旨の定款の定めを設けた上で、既存株式に全部取得条項を付し、次に当該全部取得条項付種類株式を会社が全部取得する。取得対価も株主総会の取得決議において定められるが（会社171条1項1号・2号、309条2項3号）会社が債務超過状態にある以上、通常、株式価値は零であり、会社は無償で取得を行う。自己株式の取得価額が零であるならば、貸借対照表の純資産の部の株主資本において控除すべき自己株式は計上され⁽³⁰⁾ない。

会社が全部取得条項付種類株式を全部取得しさえすれば、既存株主の持株を零にするという目的は達成される。もし更に資本金の額の減少とか株式消却を行おうとするのであれば、別途、それらの手続（会社447条・449条、178条）をとることになる。⁽³¹⁾

9 ドイツ株式法は通常の資本減少と簡易資本減少とで債権者保護の取扱いを区別しており、後者には債権者異議手続がない。

通常の資本減少では、減資決議の登記が公告される前に生じた会社債務について、公告から6か月以内に会社に対して届出した債権者（弁済期末到来の債権の債権者）には、会社から担保が提供される。債権者は、減資公告の中で、担保提供請求権を指摘されなければならない（§225 I AktG）。

会社債権者の担保提供請求権は、資本減少により会社債務の弁済可能性が具体的に危険化することを前提としているわけではなく、債権者にとっての抽象的危険で足りる⁽³²⁾。公告後6か月の期間内に弁済期の到来する会社債務の債権者についても、弁済期が到来すれば担保提供請求権はなくなる。既に担保が提供されていたならば、弁済を受領した時点で債権者が担保を会社に返還すればよい⁽³³⁾。

10 ①価値減少を埋め合わせ、②その他の損失を填補し、又は③金額を資本準備金に組入れることに役立つべき資本減少は、簡易方式で行われることができる（§229 I 1 AktG）。上記①②③以外の目的を追求するのであれば、通常の資本減少（§§222ff AktG）によらなければならない。簡易資本減少において①②③のうちの複数目的を同時に追求することは認められるが、①②③のいずれかと229条1項1文に掲げられていない他の目的とを組み合わせることは認められない⁽³⁴⁾。価値減少の埋合せは損失（欠損）填補の一例とされる。

簡易資本減少は欠損を解消し帳簿上で財務を再建するための手法であり、ドイツでも資本増加と同時に実施されることが通常である。通常の資本減少と異なり、会社債権者の担保提供請求権が認められない理由は、次のように説明される。すなわち簡易資本減少では、資本減少に伴う財産流出（会社の一部清算）によってではなく、むしろ既に生じている損失によって会社債権者にとっての危険が惹起されているからである（BGHZ 138, 71, 79）。

簡易資本減少は、その目的（上記①②③）が他の手法ではもはや達成されない場合に、初めてこれを行うことができる。すなわち①法定準備金及び資本準備金のうち減資後の資本金の10%を超える部分が取崩され、かつ②利益準備金が（すべて）取崩された後に、簡易資本減少は許される。また繰越利益が存在する間も簡易資本減少は許されない（§229 II AktG）。

資本準備金・利益準備金の取崩しにより、及び簡易資本減少により法的拘束から自由にされた金額は、株主に対する支払のために、及び出資の給

付義務から株主を免除するために使用されてはならない。すなわち上記金額の使用は、価値減少の埋合せ、損失の填補及び資本準備金又は法定準備金への組入れに限られる (§§230ff AktG)。

簡易資本減少決議がなされた事業年度又はそれに次ぐ 2 事業年度のいずれかの貸借対照表の作成に際して、価値減少及びその他の損失が議決時点で想定された金額ほどには事実上発生せず、又は埋合わせられていたことが判明した場合には、その差額は資本準備金に組入れられることを要し (§232 AktG)、株主へ支払われることは許されない。これは損失額推測の操作を防止する趣旨による⁽³⁵⁾。

簡易資本減少は将来の利益配当を制約する。すなわち法定準備金及び資本準備金の合計額が(減少後の)資本金の10%に達するまでは、利益配当をなすことが許されない (§233 I AktG)。法定準備金及び資本準備金の合計額が資本金の10%に達していても、減資決議から 2 事業年度内における利益配当の上限は資本金の 4%に制約される (§233 II AktG)。資本準備金・利益準備金の取崩しにより、及び簡易資本減少により法的拘束から自由にされた金額については、本条 1 項及び 2 項の枠内であっても、利益として株主に分配されてはならない (§233 III AktG)。本条に違反する利益配当を決定する利益処分決議は、本条の規範目的が債権者保護に求められることから、無効となる⁽³⁶⁾ (§§253 I, §241 Nr 3 AktG)。

11 資本金の額を減少する場合、わが国では、①減少の内容、②最終貸借対照表の要旨又はその開示状況(掲載紙・ホームページのアドレス・有価証券報告書を提出している旨)、及び③債権者が一定の期間(1か月以上)内に異議を述べることができる旨を官報に公告し、かつ知れている債権者に対してはそれを各別に催告しなければならない(会社449条2項、会社計算152条)。

会社が債権の存在を訴訟で争い、かつ会社が債権の不存在を確信するのが当時の状況から合理的であったならば、後に会社が敗訴し債権の存在が確定されるに至ったとしても、当初に遡って知れたる債権者であったとい

うことになるわけではない。⁽³⁷⁾

異議を述べることができる債権者は、金銭債権者に限られるわけではない。もっとも、非金銭債権者については、既に対価として金銭を支払っているとか、債務不履行の場合の損害賠償が予定されている等、弁済、担保提供又は財産信託という方法によって保護される者に限られる。⁽³⁸⁾ 給付義務が具体的で少なくとも金銭債権に換算して請求できる状態にあることが必要であると説かれることもある。⁽³⁹⁾

個別催告という煩瑣な手続と、それを怠った場合に重大な影響が及ぶ（減資無効）こととの不均衡を理由にして、軽微な額の債権者は会社法449条の保護手続から除外されるとする有力な少数説が存在する⁽⁴⁰⁾が、同条の文言上では債権額の多寡による区別は予定されていない。会社が少額債権者Dを個別催告の対象から外したところ、Dが異議を述べ又は減資無効の訴えを提起してきた場合、その段階で会社がDに弁済すれば、減資手続に瑕疵は無くなると解しうる。Dにより提起されていた減資無効の訴えは却下される。D以外の取締役・監査役・株主が債権者異議手続の懈怠を理由に減資無効の訴えを提起していた場合であっても、個別催告の懈怠が少額債権者に限られ、かつ遅ればせながら弁済がなされた以上、上記と同様に解してよい。⁽⁴¹⁾

12 官報のみを公告方法として定めていた会社が、官報公告に加え日刊紙公告又は電子公告の併用により個別催告を省略しようとする場合（会社法449条3項）、株主総会で日刊紙公告又は電子公告を行う旨の定款変更決議が事前に行われる。定款所定の公告方法の変更を第三者である債権者に対抗するためには、当該変更につき登記されることが必要になる。公告方法の変更に係る登記申請手続を踏んだうえで、日刊紙公告又は電子公告により債権者に対する減資公告を行うべきことになる。⁽⁴²⁾

知っている債権者の範囲の解釈には不明確さが残るだけに、日刊紙公告又は電子公告の併用による個別催告の省略は、事務負担の軽減にとどまらず、減資手続の法的な安定度を高めることにもなる。⁽⁴³⁾

13 異議申述期間内に異議を述べなかった債権者は、異議不申述の理由の如何にかかわらず、資本金の額の減少につき承認したものとみなされる（会社449条4項）。期間内に異議を述べた債権者に対しては、弁済、担保提供又は財産の信託のいずれかの対応がなされる。債権者によって公告・催告前になされた異議申述も有効であり、この場合、会社としては当該債権者に対して改めて催告する必要はない⁽⁴⁴⁾。

異議申述の時点で既に弁済期の到来している債権については、弁済が行われる。全額弁済が原則であるが、債権者が一部弁済をもって会社に対する信用不安を解消できると判断し減資を承諾するのであれば、その承諾した額を弁済すれば足りる。弁済期末到来の債権については、担保提供又は財産の信託が行われることが普通であるが、会社側が自ら期限の利益を放棄して弁済することもできる。

担保価値不足の担保物を提供された債権者としては、それを受領したうえで担保の追加を請求すべきことになる。担保不足であるのに会社が追加を拒絶するならば、資本金の額の減少の無効原因になる。

会社と債権者との間で債権の存在や額について係争中である場合、会社（委託者）は、確定判決や訴訟上の和解において弁済義務が確定した場合に限り債権者（受益者）が信託の利益を享受することができるとする内容で、信託会社（受託者）との間で財産信託契約を締結することができる⁽⁴⁶⁾。

14 資本金の額の減少の無効の訴えにおいて原告が主張しうる無効事由は、①減資決議に無効原因（決議内容の法令違反）又は取消原因（招集手続・決議方法の法令・定款違反若しくは著しい不公正等）があること、及び②債権者異議手続に瑕疵があることである。債権者は②を理由としてのみ減資無効の訴えを提起することができる。

第一の株主総会（1980年6月12日）で取締役を選任された甲は、直後の取締役会で代表取締役に選定され、その旨の登記もなされた。甲により招集された第二の株主総会（1980年8月4日）において、資本金の額の減少が決議された。ところが第一の株主総会決議は、法律上不存在であった。

第二の株主総会は、招集権限のない者の招集した違法なものである。第二の株主総会における決議に基づきなされた資本減少について、東京高判昭和59年6月28日判例時報1124号210頁は、総会招集手続に瑕疵があっても、なお有効と認められるとした。第二の株主総会については、招集権者の点を除き適法に招集及び決議がなされている。本判決は、外観を基礎として諸般の法律関係が進展していく場合における法的安定の要請を理由に、本件減資を有効とした。また第一の株主総会決議が法律上存在したとは認められないとはいえ、発行済株式総数17万株のうち12万8500株を有する大株主2名に口頭による通知がなされ、両者が出席して開かれたものであることも、上記の結論に影響を及ぼしているものと推測される。

15 資本金の額の減少を無効とする判決は、遡及効を否定され将来効を有するにとどまる（会社839条）。資本金の額の減少により大会社規制の適用を免れていたところ、減資無効判決が確定したからといって、過去に遡って大会社規制が適用されることはない。資本金の額の減少により分配可能額を増加させ、剰余金の配当や自己株式の取得により会社財産の流出が行われたところ、減資無効判決が確定したからといって、それらの行為が遡って分配可能額を超過した違法な剰余金配当・自己株式取得になることもない。⁽⁴⁷⁾ その意味で、会社債権者が資本金の額の減少の無効の訴えを提起する実益は小さいものにとどまる。⁽⁴⁸⁾ 債権者保護手続が行われなかった場合、債権者は資本金の額の減少の事実を認識することができない。減資登記日を起算点として6か月以内に、債権者は資本金の額の減少無効の訴えを提起することができると解されることもある。⁽⁴⁹⁾

〔2〕 準備金の額の減少

16 準備金の額を減少するには、資本金の場合とは異なり、原則として株主総会の普通決議による（会社448条1項）。減少することのできる準備金の額の上限は、決議日でなく効力発生日における準備金の額であるから（会社448条2項）、減少後の準備金の額がマイナスとなるような準備金

減少は認められないが、減少後の準備金の額は零円でもよい。⁽⁵⁰⁾株式発行と同時に準備金減少を行うケースで、株式発行により増加する準備金の範囲内で準備金の額を減少させる場合、株主総会決議は不要であり、取締役会決議（非取締役会設置会社では取締役の決定）により準備金の額を減少することができる（会社448条3項）。

17 準備金の減少額のうち資本金に組入れない金額については、欠損額（マイナスの分配可能額）の填補に当てられるが、その残額（準備金減少差益）については、資本準備金の減少であればすべて「その他資本剰余金」に振替えられ、利益準備金の減少であればすべて「その他利益剰余金」に振替えられる（会社448条1項1号・2号、会社計算27条1項2号・29条1項1号）。

準備金の有償払戻しは、準備金の額の減少により増加した分配可能額を原資とした剰余金の配当という形で行われる。剰余金配当議案に係る総会決議の効力は、準備金の額の減少の効力発生を停止条件として生ずるものとしておく必要がある。⁽⁵¹⁾

18 準備金の額の減少も、減資の場合と同様に原則として債権者保護手続が必要とされる。しかし、①減少準備金の額の全額を資本金に組入れる場合、及び②定時株主総会⁽⁵²⁾において、当該総会日における欠損の額を超えない（マイナスの分配可能額がプラスにならない）範囲で準備金を減少する場合には、債権者異議手続をとることを要しない（会社449条1項1号・2号、会社計算151条）。

資本金の額の減少の場合、上記②とは異なり、減少額が欠損補填に用いられるにせよ、債権者異議手続がとられる。他方、本章10で述べたように、ドイツ株式法の簡易資本減少では、資本金の減少に伴う財産流出によってではなく、むしろ既に生じている損失によって会社債権者にとっての危険が惹起されているから（BGHZ 138, 71, 79）、会社債権者の担保提供請求権が認められていない。

19 準備金の額の減少により増加した分配可能額を原資として剰余金

の配当を行ったところ、準備金減少手続に瑕疵がある場合を想定しよう。準備金の額の減少が遡及的に無効となれば、分配可能額を超えて剰余金の配当が行われたことになり、配当受領株主は金銭支払義務を負う（会社462条1項）。会社債権者は、株主に対する金銭支払請求訴訟（会社463条2項）の中で、準備金の額の減少の無効を主張することになる。

資本金の額の減少により増加した分配可能額を原資として剰余金の配当を行ったところ、債権者保護手続に瑕疵がある場合、承認しなかった会社債権者は効力発生日から6か月以内に減資無効の訴えを提起すべきことになる。しかし本章15で述べた通り、減資無効判決は将来効を有するにとどまるから、同判決が確定したからといって、剰余金の配当が遡って分配額を超過したものとなることはなく（配当は適法）、配当受領株主や取締役は金銭支払義務（会社462条1項）を負わない。減資は登記事項であるから、会社債権者は減資がなされたことを知り得るので、減資無効を主張して剰余金配当禁止の仮処分を申請する機会が存在するとは言えるかもしれない。⁽⁵³⁾

〔3〕 剰余金の増減・剰余金間の振替

20 株主総会の普通決議により、剰余金を資本金・準備金へ組み入れることができる（会社450条1項・2項、451条1項・2項）。剰余金がマイナスとなるような資本金・準備金への振替は認められない（会社450条3項、451条3項）。効力発生日における剰余金の額を超えてなされた組入決議は無効となる。⁽⁵⁴⁾

繰越利益剰余金がマイナスであっても、利益準備金と任意積立金との合計により、利益剰余金がプラスである場合には、補填は認められない。⁽⁵⁵⁾

自己株式処分差益はその他資本剰余金に計上し、自己株式処分差損はその他資本剰余金から減額する。自己株式を消却する場合、消却直前のその他資本剰余金の額から、消却する自己株式の帳簿価額を減額する（会社計算24条3項）。

21 A会社の株主資本は、資本金1000、資本準備金900、その他資本剰余金0、利益準備金50、その他利益剰余金 Δ 530、自己株式 Δ 120である(単位は1万円)と想定しよう。A会社の繰越損失(その他利益剰余金のマイナス値)は530であり、欠損額(分配可能額のマイナス値)は650である($0-530-120$)。A会社における欠損補填および損失処理は、次のように行われる。

第1段階として、資本金から250、資本準備金から350を取崩し、その他資本剰余金に振替え、また利益準備金から50を取崩し、その他利益剰余金に振替える。これにより、資本金750、資本準備金550、その他資本剰余金600、利益準備金0、その他利益剰余金 Δ 480、自己株式 Δ 120となる。

第2段階として、剰余金の処分により、その他利益剰余金のマイナス値480をその他資本剰余金で補填する。これにより、資本金750、資本準備金550、その他資本剰余金120、利益準備金0、その他利益剰余金0、自己株式 Δ 120となる。

22 B会社の株主資本は、資本金300、資本準備金50、その他資本剰余金0、利益準備金25、その他利益剰余金(繰越利益剰余金) Δ 120である(単位は1万円)。自己株式は保有されていない。B会社の繰越損失および欠損額は、いずれも120である。欠損補填及び損失処理を行うため、先ず準備金を減少し、不足分を資本金の減少で補足する方法(甲)をとることにしよう。

資本準備金50、及び利益準備金25の全部を減少させ、不足分として資本金45を減少させると、資本金255、資本準備金0、その他資本剰余金95、利益準備金0、その他利益剰余金 Δ 95となる。次に損失処理として、利益剰余金のマイナスの残高の範囲内で、その他資本剰余金をその他利益剰余金に振替えると、結果的に、資本金255、資本準備金0、その他資本剰余金0、利益準備金0、その他利益剰余金0とすることができる。しかし方法甲によると、準備金の額0が資本金の額255の4分の1未満となっているので、翌期以降に剰余金の配当をする場合に、減少する剰余金の額の

10分の1を準備金として計上しなければならない（会社445条4項、会社計算22条）。

B会社が欠損填補及び損失処理を行うため、資本金120を減少させる方法（乙）をとると、その段階で資本金180、資本準備金50、その他資本剰余金120、利益準備金25、その他利益剰余金△120である。利益準備金を含めた利益剰余金の赤字額は95（25－120）にとどまるので、損失処理として振替えることのできるその他資本剰余金の上限は95である。すなわち方法乙によると、損失処理を行っても、その他利益剰余金△25が残ってしまう⁽⁵⁶⁾。

B会社が欠損補填及び損失処理を行うため、先ず利益準備金25の全部を減少させ、不足分とし資本金95の減少で補足する方法（丙）をとると、その段階で資本金205、資本準備金50、その他資本剰余金95、利益準備金0、その他利益剰余金△95となる。次に損失処理としてその他資本剰余金95をその他利益剰余金に振替えるならば、資本金205、資本準備金50、その他資本剰余金0、利益準備金0、その他利益剰余金0となる。

23 C会社の株主資本は、資本金280、資本準備金50、その他資本剰余金150、利益準備金25、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）△120である（単位は1万円）。自己株式は保有されていない。C会社では分配可能額がプラスの値（30）であるから、損失処理だけが問題となる。B会社と同様、C会社でも利益準備金を含めた利益剰余金の赤字額は95にとどまる。振替えることのできるその他資本剰余金の上限は95であるから（自己株式会計基準61項）、このままで損失処理を行っても、その他利益剰余金△25が残ってしまう。

定時株主総会で準備金の額だけを欠損補填のためにのみ減少する場合、債権者異議手続は不要とされる（会社449条1項、会社計算151条）。方法Iはこれを利用する。その他資本剰余金55を減少させ、資本準備金を55増加させるならば、分配可能額はマイナス25（95－120）となるので、欠損填補のため定時株主総会普通決議により債権者異議手続をとることなく利益

準備金25を減少させることができる。この段階で、資本金280、資本準備金105、その他資本剰余金95、利益準備金0、その他利益剰余金△95となるから、自己株式会計基準61項に従い、その他資本剰余金95をその他利益剰余金に振替えられる。

方法Ⅱは、利益準備金25の全部を資本金に組入れるものである。⁽⁵⁷⁾これにより、資本金305、資本準備金50、その他資本剰余金150、利益準備金0、その他利益剰余金△120となる。次にその他資本剰余金のうち120をその他利益剰余金に振替えるならば、最終的に、資本金305、資本準備金50、その他資本剰余金30、利益準備金0、その他利益剰余金0となり、損失処理が完成する。もっとも、方法Ⅱの場合、C社では準備金の額50が資本金の額305の4分の1未満となってしまうので、剰余金配当時の準備金積立義務が生じる（会社445条4項、会社計算22条）。

- (18) 零から分配可能額（マイナス6500万円）を減じて得た額（6500万円）とされる（会社計算151条2号）。
- (19) 更に一步進めて、立法論としては株主総会決議を不要とすべきであると説かれることもある。神田秀樹『会社法（第16版）』（2014）292頁。
- (20) 郡谷大輔／岩崎友彦「会社法における債権者保護」商事法務1747号26頁。
- (21) Rieder, in: Grigoleit (Hg.) Aktiengesetz Kommentar, 2013, §222 Anm. 13.
- (22) 江頭憲治郎『株式会社法（第5版）』（2014）686頁。
- (23) 稲葉威雄『会社法の基本を問う』（2006）123頁。
- (24) 郡谷／岩崎・前掲注（20）26頁。株主からの払込資本という概念上、資本金のマイナス表示を認めることには抵抗があるにすぎないと説明される。
- (25) Rieder, §228 Anm. 5.
- (26) Priester, Deutsche Notarzeitschrift, 2003, 592.
- (27) Rieder, §228 Anm. 5.
- (28) Rieder, §228 Anm. 6.
- (29) Rieder, §228 Anm. 7.
- (30) 太田達也『会社法決算書作成ハンドブック』（2008）502頁。
- (31) 相澤哲／葉玉匡美／郡谷大輔『論点解説新会社法』（2006）91頁。
- (32) Hüffer, Aktiengesetz Kommentar, 10. Aufl., 2012, §225 Anm. 8.
- (33) Rieder, §225 Anm. 12.
- (34) Rieder, §229 Anm. 8.

- (35) Rieder, §232 Anm. 1.
- (36) Rieder, §232 Anm. 13.
- (37) 大隅健一郎／今井宏『会社法論中巻（第3版）』（1992）547頁。
- (38) 神崎克郎『新版注釈会社法（12）』（1990）96頁。
- (39) 黒木学「商法100条でいう『知レタル債権者』の範囲等」『新訂版 実務相談 株式会社法』所収（1992）189頁。
- (40) 田村諱之輔『合併手続の構造と法理』（1995）138頁。
- (41) 江頭・前掲注（22）693頁は、これを否定する。
- (42) 堀田恵「合併制度の整備に係る商法等改正に伴う商業・法人登記事務の取扱い（上）」商事法務1477号26頁。
- (43) 金丸和弘／阿南剛『会社の計算』（2007）176頁。
- (44) 小林健男『企業減資の実際と手続』（1983）356頁。
- (45) 古曳正夫『減資の実務』（1984）83頁。
- (46) 金丸／阿南・前掲注（43）199頁。
- (47) 金丸／阿南・前掲注（43）208頁。
- (48) 岩倉正和／佐藤丈文『会社法実務解説』（2011）364頁。
- (49) 相澤／葉玉／郡谷・前掲注（31）545頁。
- (50) 神田秀樹『会社法コンメンタール11』（2010）86頁。
- (51) 金丸／阿南・前掲注（43）227頁。
- (52) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある会社では、会社法436条3項の取締役会でも可能とされる（会社459条3項）。
- (53) 小林量「資本の減少」法学教室310号130頁。
- (54) 大江忠『要件事実会社法（2）』（2011）905頁。
- (55) 高田／鶴田・前掲注（12）271頁。
- (56) 郡谷大輔／今泉勇「定時株主総会における欠損填補と損失処理の違いと利益準備金処理」『会社法・金商法実務質疑応答』所収（2010）112頁。
- (57) 郡谷／今泉・前掲注（56）121頁。

IV 結 語

1 新株発行と自己株式処分が同時に行われ、自己株式処分差益の発生するケース（甲）を想定しよう。資本金等増加限度額（資本金及び準備金となる額）は、新株発行に対応する払込額である（会社計算14条1項）。自己株式処分差益は、資本金等増加限度額でなく、その他資本剰余金の増

加として処理される（会社計算14条2項1号）。

新株発行と自己株式処分が同時に行われ、自己株式処分差損の発生するケース（乙）は、さらに次の2つの場合に分けられる。第1に、自己株式処分差損 α が新株発行に対応する払込金額 β を下回る場合、資本金等増加限度額は β から α を控除した額となる（会社計算14条1項4号）。第2に、 α が β を上回る場合、 β までは資本金等増加限度額の減少として処理する。したがって、資本金等増加限度額は零となる。 β を超過する処分差損（ $\beta - \alpha$ ）はその他資本剰余金の減少とする（会社計算14条1項本文括弧書・2項1号）。

2 資本金の額の減少（減少額A）と同時に新株発行（払込金額B）が行われ、払込金額のうち半分すなわち $1/2B$ を資本金に組入れ、残り $1/2B$ を資本準備金に組入れる。減資の効力発生日後の資本金額が効力発生日前の資本金額を下回らない（ $1/2B$ がAを下回らない）場合、減資に株主総会決議は不要となり、取締役会決議又は取締役の決定で足りる（会社447条3項）。

本来ならば $1/2B$ 以上を資本金に計上すべきところ、取締役会限りで増減資を一体として行うことにより、資本金を $1/2B - A$ だけ増加させればよいことになる。経営者支配を助長するとの理由で立法論として批判が寄せられることもあるが、⁽⁵⁸⁾リファイナンスによる株主資本の入替えが既存の株主に不利益を及ぼすわけではないから、株主総会決議を不要とすることに格別の問題はない。

3 ドイツ株式法の簡易資本減少では、財産流出でなく既に生じている損失によって、会社債権者にとっての危険が惹起されていることを理由として（BGHZ 138, 71, 79）、会社債権者の担保請求権が認められない。法定準備金・資本準備金のうち減資後の資本金の10%を超える部分が取崩され、かつ利益準備金すべて取崩された後に、初めて簡易資本減少は許される。繰越利益が存在する間も簡易資本減少は許されない（§229 II AktG）。

簡易資本減少では、資本準備金・利益準備金の取崩し及び資本減少により法的拘束から自由にされた金額は、株主に対する支払いのために、及び出資給付義務から株主を免除するために使用されてはならない。すなわち上記金額の使用は、価値減少の埋合せ、損失の填補、及び資本準備金・法定準備金への組入れに限られる (§§230ff AktG)。

4 資本金の額の減少により分配可能額を増加させ剰余金の配当が行われたところ、減資無効判決が確定したからといって、遑って分配可能額を超過した違法な剰余金配当になることはない。⁽⁵⁹⁾ 減資無効判決には遑及効が否定されていることによる (会社839条)。会社債権者が資本金の額の減少の無効の訴えを提起する実益は小さいものとどまる。⁽⁶⁰⁾

準備金の額の減少については、形成訴訟としての無効の訴えの制度は設けられていない。準備金の額の減少により増加した分配可能額を原資として剰余金の配当を行ったところ、減少手続に瑕疵があり、準備金の額の減少が遑及的に無効となれば、分配可能額を超過して剰余金の配当が行われたことになる。配当受領株主は金銭支払義務を負う (会社462条1項)。会社債権者は、株主に対する金銭支払請求訴訟 (会社463条2項) の中で、準備金の額の減少の無効を主張することになる。

準備金は資本金より拘束性が弱いにもかかわらず、この面では準備金は資本金より不変性が強い結果となる。

(58) 稲葉・前掲注 (23) 123頁。

(59) 金丸／阿南・前掲注 (43) 208頁。

(60) 岩倉／佐藤・前掲注 (48) 364頁。

